

和歌山大学システム工学部奨学金取扱規則

制 定 平成16年10月28日

法人和歌山大学規程第 340 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学寄附金事務取扱規程の規定に基づき、和歌山大学システム工学部奨学金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この奨学金は、和歌山大学システム工学部奨学金（以下「システム工学部奨学金」という。）という。

(目的)

第3条 システム工学部奨学金は、和歌山大学システム工学部及び和歌山大学大学院システム工学研究科博士課程に在籍し、経済的理由による修学困難な学生でかつ学業等に優れた者に奨学援助を行うことを目的とし、学資の支給を行う。

(奨学金の基金)

第4条 システム工学部奨学金は、寄附金及びその寄附金から生じる果実をもって充てるものとする。

(奨学金の管理)

第5条 システム工学部奨学金は、学部長が管理する。

(委員会)

第6条 システム工学部奨学金の運営に関する事項は、企画人事委員会で審議する。

(事務)

第7条 システム工学部奨学金に関する事務は、事務部で行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。